文化部道部 ☎ 075 (241) 6125 ✉ home@mb.kyoto-np.co.jp

くらし塾

義援金も確定申告を

震災支援に伴い税優遇を拡充

所得税の確定申告で、払いすぎた税金を取り戻す還付手続きが1月から始まりました。寄付金も控除の対象になる場合があるのをご存じですか。東日本大震災の被災者への支援の広がりを受け、昨年から義援金を寄せた人に対する税優遇が拡充されています。寄付金控除の計算式や手続き方法をまとめました。（岡本早苗）

確定申告の相談や還付手続きで混み合う窓口（京都市上京区・上京税務署）

京都市北区の会社員奥村美佐子さん（59）は、盲導犬を育てる公益財団法人に毎月3千円の寄付をしている。8年前、同僚からラブラドルレトリバーをもらい、同じ犬種が視覚障害者のために働いていることを知った。子ども2人が社会人になって家計に余裕ができたこともあり、「社会のために役立ちたい」と寄付を始めた。

今では他団体も含めた寄付額は年間10万円を超える。税理士を通じて毎年確定申告し、寄付金控除を受けている。昨年までは所得控除で寄付金の10～20％程度しか戻ってこなかったが、所得税額から寄付金額を差し引く「税額控除」を選択する今年は、寄付金の半分近くが戻ってくる計算だ。

国や行政が対応できないところで困っている人たちのために活動する公共法人に2千円以上の寄付をした人に、税の優遇をするというのが寄付金控除の考え方。一部の公益財団法人や認定NPO法人への寄付は、昨年の税制改正で控除割合が原則として大きくなる税額控除が選択できるようになった。税控除制度のある市町村に住んでいれば、個人住民税と合わせて寄付金額の50％近くが戻ってくる。

申告する場合、領収書など寄付金を送金した証拠が必要になる。日本赤十字社の場合、郵便振り込みの半券（控え）や現金自動預払機（ATM）の利用明細票も「免税証明書」として利用できる。奥村さんも昨年、郵便振り込みで義援金を寄せたが、半券は捨ててしまったという。「半券や領収書は基本的に再発行されないので、大事に保管しておくことが大切ですね」と話す。

「税額控除」選択で寄付金の半分還付も

還付申告に必要な領収書を手にする奥村美佐子さん（京都市下京区）

被災地の復興に息の長い支援を呼びかける目的で、昨年震災関連寄付の制度が拡充された。昨年までは控除対象となる寄付金の合計額は所得の40％までだったが、震災関連寄付金との合計額なら2倍の80％に。また、認定NPO法人への寄付のほか、中央共同募金会「災害ボランティア・NPO活動サポート基金」への寄付も、税額控除を選択できる。

寄付金に対する還付金額の目安は「寄付金控除の計算式」（図参照）にまとめた。寄付金控除や個人住民税控除の対象になるかどうかは、団体や市町村に直接問い合わせて確認するのが早い。

寄付金控除の計算式

所得税	税額控除※	または	所得控除※
	(寄付金－2千円)×40％		(寄付金－2千円)×所得税率
	※総所得金額の40％が限度。震災関連寄付金と合計する場合は80％		
	▶ただし所得税額の25％が限度		▶ただし源泉徴収額が限度
個人住民税	府民税控除	＋	市民税控除
	(寄付金－2千円)×4％		(寄付金－2千円)×6％
	京都府内に住民票の所在地がある人		京都府内の一部の市町村（2011年12月現在、京都市、京丹波町、亀岡市、南丹市、木津川市）に住民票の所在地がある人

やってみました

手間かからず 自宅でも書類作成可能

昨年、記者が公益財団法人に寄付した際の領収書を確認すると、「所得控除等の対象です」との文言があったので、税務署へ還付申告してみた。

用意したのは、領収書、源泉徴収票の原本、印鑑の3点。税務署のパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」のページを開く。表示された通りに源泉徴収票にある金額や、住所氏名、寄付金額を入力。控除の種類を選択する際に迷ったが、職員の手ほどきで入力完了。記者の場合、税額控除は適用されない義援金だったため、1万円の寄付で還付金は800円だった。領収書と源泉徴収票を添えて提出し、所要時間は15分。所得税率や控除額は自動計算だったため、思っていたほど手間はかからなかった。

還付金は3～4週間後に、指定口座に振り込まれるらしい。京都市在住のため、所得税のほかに個人住民税も控除されるが、確定申告をすれば別の手続きは必要ないという。

インターネットが利用できるパソコンがあれば、自宅でも書類作成が可能だ。源泉徴収票と領収書を添えて所轄の税務署に郵送する。インターネット申告・納税システム「e－Tax」なら、源泉徴収票や領収書を添付する必要もない。

❷寄付金控除の手続きにパソコンで挑戦（京都市上京区・上京税務署）
❸還付申告に添付した領収書「所得控除等の対象」と表記されている

データ

「最低金額より低い」「制度知らない」

95％が寄付金の確定申告せず

日本ファンドレイジング協会（東京都港区）が今年1月に発行した「寄付白書2011」によると、2010年に寄付行為をした人のうち、寄付金の確定申告をしなかった人が95・4％と大半を占めた。申告しない理由は「寄付した金額が控除を受けられる最低金額よりも低かったから」が29・3％、次いで「申告制度そのものを知らなかったから」（26・7％）、「申告により還付される金額や割合が小さいから」（18・5％）、「申告するのが面倒だったから」（12・9％）だった。

同協会は「税制改正と東日本大震災があったため、11年調査の数字は大きく変わるだろう」と予想している。

日本赤十字社と中央共同募金会に集まった東日本大震災の義援金は、1月25日現在で3400億円を超え、阪神大震災で集まった義援金の1・8倍以上となっている。

聞きました　京都地域創造基金の戸田幸典専務理事に

税制やNPO法改正、寄付者のメリット大きく

昨年、寄付税制やNPO法が変わりました。寄付者にとって、どんなメリットがあるのか、寄付制度に詳しい京都地域創造基金（京都市中京区）の戸田幸典専務理事（31）に聞きました。

◇

寄付金控除は、認定NPO法人や公益財団法人など行政以外の活動も「新しい公共」として広く支えていくという理念から、こうした団体への寄付を税金とみなして優遇する制度です。

昨年1月の寄付から、控除方式に「税額控除」を選択できるようになり、寄付者のメリットが大きくなりました。例えば、京都市にお住まいの所得税率10％の人が、年間5万円をわれわれの基金に寄付した場合、所得控除なら1万9200円、税額控除なら4800円、税額控除なら1万9200円が還付されます。さらに府民税1920円と市民税2880円が加わり、所得控除なら計9600円、税額控除なら計2万4千円が税金から差し引かれます。

税額控除は対象が国税庁の認定NPO法人と一部の公益財団法人に限られ、所得税の25％までという金額の上限はありますが、利用してほしい制度です。

また、昨年から認定NPO法人になる要件が緩和されました。仮認定制度もできたことで、今はNPO法人全体の1％にも満たない認定法人の数も、今後増えていくでしょう。地域の問題解決のため市民が支え合う仕組みづくりを考えるとて、大切なポイントになると思います。

税制面の優遇措置が拡大したからといって、寄付への意識が働くものでもないでしょう。最も気になるのは、その使い道。寄付を受け取る側にも、より明確にその使途を明らかにしてもらうことが求められます。

（栗山圭子）

編集長の目記

月刊紙「高校生新聞」のアンケートによると、東日本大震災後に寄付をした高校生は6割超に上ったそうです。震災発生直後、街頭募金を見かけるたびに、中学生の娘も百円玉を託していました。子どもたちにも自分たちのできる範囲で、ささやかな寄付の意識が高まったようです。

ただ、日本の一人当たりの寄付金額は年間2500円程度。寄付の主体も、法人が3分の2を占めています。個人寄付が主流の欧米では、米国で一人当たり13万円、英国は4万円とか。社会環境の違う諸外国と単純比較はできませんが、額の違いには驚かされます。

予定帳　15日付は「スマートハウスって？」を特集する予定です。